



金 沢 市 公 報

第 2 7 2 8 号 の 3

平成24年(2012年)6月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
監査公表	
監査公表 (第9号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成24年6月1日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄

収 監 査 第 5 号
平成24年5月31日
(2012年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成24年4月6日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日

平成24年4月6日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙第1のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務調査費は、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第2号。以下「条例」という。)及び同施行規則(平成13年規則第4号。以下「規則」という。)の用途基準によって、その支出内容が規定されているが、記載されている内容以外の支出は目的外の支出であり、違法支出である。

イ 広報費は、「議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費(例) 広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等」であるが、広報活動は、後援会員を対象に行われる場合は後援会活動の要素も混在するなど多様な活動であり、その場合は当該支出の2分の1を超えて政務調査費を充当することは認められない。

ウ 人件費は、「議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」であるが、調査研究活動を補助す

るための調査専門雇用契約を締結する職員以外の雇用経費は、その2分の1を超えて政務調査費を充当することは認められない。裁判例の趨勢でも按分支出を命じる判決例が蓄積されている。

エ 事務所費は、「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（例）事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」であるが、議員の事務所は、調査研究活動だけでなく後援会活動、選挙準備活動、政治活動の拠点であるから、事務所費の2分の1を超えて政務調査費に充当することは認められない。按分支出を命じる裁判例の按分率は判決によって差がある。

オ 100万円を超える支出項目のある8議員については全支出項目を、残りの32議員については事務所費支出についての情報公開請求を行い入手した開示文書により各議員の政務調査費支出実態を調査した結果、別紙「金沢市議会平成22年度政務調査費」に記載のとおり違法支出がある。

(2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市長に対し、別紙に返還額が記載されている各議員に対し当該返還額（計10,988,645円）を金沢市へ返還するよう求める是正勧告等必要な措置をとるよう求める。

[請求人から提出された事実を証する書面]

- (1) 金沢市議会 平成22年度政務調査費
- (2) 平成22年度政務調査費 不破大仁議員 事務所費
- (3) 平成22年度政務調査費 下沢広伸議員 事務所費
- (4) 平成22年度政務調査費 下沢広伸議員 広報費
- (5) 平成22年度政務調査費 高岩勝人議員 事務所費
- (6) 平成22年度政務調査費 野本正人議員 事務所費
- (7) 平成22年度政務調査費 小林誠議員 事務所費
- (8) 平成22年度政務調査費 川裕一郎議員 事務所費
- (9) 平成22年度政務調査費 小阪栄進議員 事務所費
- (10) 平成22年度政務調査費 小阪栄進議員 広報費 & 人件費
- (11) 平成22年度政務調査費 秋島太議員 事務所費
- (12) 平成22年度政務調査費 大桑進議員 事務所費
- (13) 平成22年度政務調査費 山本由起子議員 事務所費
- (14) 平成22年度政務調査費 角野恵美子議員 事務所費
- (15) 平成22年度政務調査費 栗森慨議員 事務所費
- (16) 平成22年度政務調査費 清水邦彦議員 事務所費
- (17) 平成22年度政務調査費 松村理治議員 事務所費
- (18) 平成22年度政務調査費 久保洋子議員 事務所費
- (19) 平成22年度政務調査費 安居知世議員 事務所費
- (20) 平成22年度政務調査費 宮崎雅人議員 事務所費
- (21) 平成22年度政務調査費 黒沢和規議員 事務所費
- (22) 平成22年度政務調査費 福田太郎議員 事務所費
- (23) 平成22年度政務調査費 横越徹議員 事務所費
- (24) 平成22年度政務調査費 田中展郎議員 事務所費
- (25) 平成22年度政務調査費 山野之義議員 事務所費
- (26) 平成22年度政務調査費 上田章議員 事務所費
- (27) 平成22年度政務調査費 上田章議員 人件費
- (28) 平成22年度政務調査費 新村誠一議員 事務所費
- (29) 平成22年度政務調査費 苗代明彦議員 事務所費
- (30) 平成22年度政務調査費 苗代明彦議員 広報費 & 人件費
- (31) 平成22年度政務調査費 田中仁議員 事務所費
- (32) 平成22年度政務調査費 松井純一議員 事務所費
- (33) 平成22年度政務調査費 森一敏議員 事務所費
- (34) 平成22年度政務調査費 森一敏議員 広報費

- (35) 平成22年度政務調査費 森尾嘉昭議員 事務所費
- (36) 平成22年度政務調査費 升きよみ議員 事務所費
- (37) 平成22年度政務調査費 平田誠一議員 事務所費
- (38) 平成22年度政務調査費 増江啓議員 事務所費
- (39) 平成22年度政務調査費 中西利雄議員 事務所費
- (40) 平成22年度政務調査費 安達前議員 事務所費
- (41) 平成22年度政務調査費 井沢義武議員 事務所費
- (42) 平成22年度政務調査費 澤飯英樹議員 事務所費
- (43) 平成22年度政務調査費 玉野道議員 事務所費
- (44) 平成22年度政務調査費 玉野道議員 広報費&人件費
- (45) 平成22年度政務調査費 木下和吉議員 事務所費
- (46) 平成22年度政務調査費 木下和吉議員 人件費
- (47) 平成22年度政務調査費 高村佳伸議員 事務所費
- (48) 平成22年度政務調査費 宮保喜一議員 事務所費
- (49) 平成22年度政務調査費 宮保喜一議員 人件費

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

(3) 個別外部監査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第252条の43第1項に基づく個別外部監査を求める。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の高村佳伸委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

平成24年4月6日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年4月25日に受理した。

6 個別外部監査について

請求人が求めている個別外部監査については、個別外部監査によらなければならない特段の事情はなく、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認めず、監査委員により監査を行うこととした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成22年度政務調査費のうち、請求人が違法支出とした広報費、人件費及び事務所費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務調査費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務調査費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証明する書類の写し（以下「添付書類」という。）」は、条例第14条により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年5月11日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 広報費について

平成22年11月5日の東京高裁判決において、「名前や顔写真の売り込み等の個人宣伝は政務調査活動とはいえない。政治家の活動の上で広報活動と宣伝活動は紙一重であって、両者を峻別することは実際には困難であるのが通常であるとはいえ、宣伝活動のために政務調査費を利用することを「議員の調査研究に資する」ということは困難であり、納税者の納得も得られないと考えられる。」とし、広報紙の作成・配布費用の50%を超

えて政務調査費から支出することは違法であると認定している。

広報費支出について違法支出を指摘した5議員のうち、苗代明彦議員の支出については、印刷物についての説明資料が添付されていないため目的外の違法支出であり、森一敏議員の「市政報告会茶代」についても目的外の違法支出である。

その他の議員の広報費支出については、その2分の1は政務調査費支出と認められるが、残りの2分の1相当額は違法支出とする必要がある。

(2) 人件費について

平成22年3月26日の青森地裁判決において、「人件費として支出したとする事務職員雇用代について、政務調査活動分とそれ以外の議員活動分との合理的区分は困難であるから、各2分の1とするのが相当である。」と判断されているなど、人件費については按分支出を命じる判決例が蓄積されている。

人件費支出について違法支出を指摘した6議員については、いずれも按分充当しておらず、各議員が職員雇用台帳等に記載している雇用職員の業務内容は、いずれも「議員の行う調査研究活動を補助する内容」について記載していないことから、人件費支出の2分の1は政務調査費支出と認められるが、残りの2分の1相当額は違法支出である。

(3) 事務所費について

非正常な賃貸借関係の事務所賃借料については、平成19年12月26日の大阪高裁判決において、議員が所有する建物を議員が役員をしている会社は無償で貸し、議員がその一部を当該会社から賃借している議員の支出について「これを合理的な支出といい得るか極めて疑問である。」として政務調査費の支出全額を違法と判断している。

苗代明彦議員が2分の1按分充当している事務所賃借料については、同議員が代表取締役を務める株式会社イチコーマックスと契約締結している物件であり、非正常な賃貸借関係である。上田章議員についても、事務所建物及び駐車場用地は議員自身の持ち物であり、非正常な賃貸借関係そのものである。そのため、両議員が2分の1按分充当している支出は、その全額が違法支出である。

正常な賃貸借関係の事務所賃借料についても、平成23年5月11日の神戸地裁判決において、「議員の活動は多岐にわたり、一般に、議員個人が賃借している事務所については、政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点として利用されるもの」とし、「事務所が調査研究活動に供される割合によって政務調査費を充てることが許されると解されるべきであり、その割合は2分の1と認めるのが相当である。」としている。

また、「CATV受信料」、「NHK受信料」、「お茶代」、「茶菓子代」、「飲料水代」等については、「調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」ではないので、社会通念上、事務所費支出とは認められず、野本正人議員の「事務所3月分電気料金」、小林誠議員の「平成22年5月24日の事務所電話代」及び小阪栄進議員の「4月～7月分駐車場代」は、領収書等の写しを添付していないので、政務調査費に充当した全額が違法支出である。

なお、本件請求においては、原則として政務調査費支出部分とそれ以外の支出部分を各2分の1とする按分充当割合が合理的であると判断し、事務所費支出において全額支出の2分の1相当額を政務調査費として許容することとし、許容額を超える充当額を違法支出額とした。ただし、小林誠議員及び清水邦彦議員については、電話代等の支出につき3分の1弱を政務調査費に充当しているため、両議員については3分の1相当額を政務調査費として許容し、許容額を超える充当額を違法支出額とした。

4 関係職員の陳述の聴取

平成24年5月11日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務調査費における用途基準について

条例第8条に「議員は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するもの」と規定し、規則第5条で用途基準を別表で定めている。別表では支出項目別に説明や例示を行っているが、例示については全てを網羅したものではなく、例示の最後に「等」をつけてあることから判るように、一部を標記しているに過ぎず、規則や「運用の手引き」に記載されず、個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動に有益となる費用であれば、規則第5条の別表の例示で記載されている「等」に該当するとして、これを広く含むと解するのが妥当であると考えている。

(2) 混在する活動に対する考え方について

各議員については、政務調査費執行にあたっての原則として「調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。政務調査費の各支出が調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲であること。」に留意して、政務調査費に充当される分を適正に処理されているものと考えている。

特に、事務所費については、「運用の手引き」にその形態に応じた按分方針、費用毎の限度額を示しており、このことは、議員活動が個々で異なるため一律の按分割合を示すことが不合理であることから、事務所の形態等に応じた按分率の上限を採用したものである。

請求人は、2分の1を超えて充当することは認められないと主張しているが、政務調査費のように、法律の制定に応じ、地方自治体が条例を定めなければならない場合、条例の制定や法律の解釈などは、地方自治体の自己責任と自己決定に委ねられていることから、条例及び規則において如何なる規定を定めるかについては、法の趣旨に反しない限り、原則として各地方自治体の裁量の範囲内にあると考えている。

5 関係人調査 (その2)

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、各議員(39名)に対し、各支出項目ごとの調査票の提出を求め、必要に応じ事情を聴取するなど精査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費制度の概要

ア 自治法の規定

自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、同条第15項では、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

イ 本市における政務調査費の交付の経緯

自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に条例を制定し、同年4月1日から施行した。

条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に条例改正し、交付対象を「議員」へ変更し、すべての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。

ウ 交付手続等

政務調査費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。

市長は、条例第6条の規定により、交付する政務調査費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。

前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。

市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務調査費を交付する。

前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について、規則で定める収支報告書に会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。

議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

使途基準については、条例第8条の規定により、規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政

に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないとされている。規則で定める使途基準には、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費及びその他の経費の10項目が示されており、また、政務調査費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費の経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費」、「その他政務調査費としての支出が不適切な経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができるとしている。

オ 使途基準の目安

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成している。運用の手引きにおいては、政務調査費執行に当たった原則として、

調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。

政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。

支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

を掲げるとともに、規則別表に記載している使途基準の例示のほかに「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく平成22年度政務調査費の交付等について

ア 交付

市長は、平成22年4月1日に交付申請書を受領し、交付する政務調査費の額を180,000円×12月=2,160,000円と決定、その旨を同日付で政務調査費交付決定通知書により、議長を経由して、各議員に通知している。

交付の決定通知を受けた議員は、四半期ごとに政務調査費の交付を市長に請求し、市長は、議員に対して四半期ごとに当該政務調査費540,000円を交付している。

イ 収支報告

条例に基づく平成22年度政務調査費については、平成23年4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出されており、議長は同年5月25日に市長に収支報告書の写しを送付している。

議会事務局においては、収支報告書の提出の際に、使途基準に沿った支出がなされているかどうかなど、事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 監査基準について

本市の政務調査費は、自治法第100条第14項の規定を受けて制定した条例及び規則に基づいて交付されており、その使途基準についても条例第8条及び規則第5条で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務調査費の取扱いの運用指針が示されており、この中でさらに使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

平成20年度及び平成21年度の政務調査費返還に係る措置請求の際には、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるもの（平成19年2月9日札幌高裁）」、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができる」としているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきもの、「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的な内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。（以上、平成22年3月26日青森地裁）」との考え方を踏まえ、「政務調査費支出の適否についての具体的な判断基準」を設け監査を実施したところである。

そこで、本件監査に当たっては、前回までに設けた具体的判断基準に本件請求で新たに指摘された広報費についての費目別使途基準を加えたものを監査基準（別紙第2のとおり）とし、この監査基準に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 広報費について

請求人は、「広報活動は、後援会員を対象に行われる場合は後援会活動の要素も混在するなど多様な活動であり、その場合は当該支出の2分の1を超えて政務調査費を充当することは認められない。」と主張しているが、広報費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、広報費支出の全額に政務調査費を充当している議員については、他の用途で使用せずに、専ら調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動のために使用していたことを関係人調査にて確認した。

また、請求人は、「一部の目的外支出は、その全額が違法である。」と主張しているが、これらの支出は、いずれも使途基準や運用の手引きで規定する政務調査費を充てることができない経費の具体的事例に該当しないことから、このことについても不適切な支出とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(3) 人件費について

請求人は、「調査研究活動を補助するための調査専門雇用契約を締結する職員以外の雇用経費は、その2分の1を超えて政務調査費を充当することは認められない。」と主張しているが、人件費についても、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、人件費支出の全額に政務調査費を充当している議員については、雇用した職員が他の業務を兼務せず、議員の行う調査研究活動の補助のみに従事していたことを関係人調査にて確認した。よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(4) 事務所費について

請求人は、「議員の事務所は、調査研究活動だけでなく後援会活動、選挙準備活動、政治活動の拠点であるから、事務所費の2分の1を超えて政務調査費に充当することは認められない。」と主張している。事務所費については、使途基準を補完する運用の手引きでは「各活動の実態に応じて按分して充当する必要がある。」とされ「事務所の形態に応じた政務調査費充当限度額（按分率の上限）の基準」を掲載しているが、調査研究活動専用事務所における事務所経費については、その全額の充当が認められており、政務調査費を全額充当した支出については、他の用途では使用せずに専ら調査研究活動のために使用していたことを関係人調査により確認した。

また、請求人は、「一部の目的外支出については、その全額が違法である。」と主張しているが、これらは、いずれも使途基準や運用の手引きで規定する政務調査費を充てることができない経費の具体的事例に該当しないことから、このことについても不適切な支出とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

なお、領収書等の写しを添付していないので全額が違法であると主張している支出のうち、野本正人議員の「事務所3月分電気料金」については、政務調査費出納簿に重複して記載されており、重複した充当額（4,220円）については、不適切な支出に当たると判断した。しかしながら、請求人は、違法支出金額から自己資金額を除いた額の返還請求を求めており、不適切な支出と判断した額（4,220円）は自己資金額（657,115円）と比べ額が少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえないことから、返還勧告する必要がないものと判断した。

(5) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成22年度政務調査費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、一部に不適切な支出が認められたが、返還請求を勧告するまでには至っていないことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(6) 結論

以上のとおり、一部に不適切な支出が認められたが、その額は自己資金額より少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

これまでの住民監査請求（平成20年度及び平成21年度の政務調査費返還に係る措置請求）においては、その請求を棄却するとともに、使途の透明性を確保し政務調査費制度に対する市民の信頼に応えるよう要請する旨の意

見を付したところであるが、その意見を受けて使途基準の周知徹底を図るとともに、政務調査費支出の適正化に向け市議会内に「政務調査費等についての検討会」が設けられ、親族等への支出に一定の制限を設けるなど、運用の手引きを改訂し、平成24年度分から適用しているとのことであり、その取組については一定の評価ができるところである。

しかし、本件請求において監査対象となった平成22年度政務調査費については、返還請求勧告までには至らなかったが、不適切な支出と判断されたものや領収書の要件に不備があったものの関係人調査によりその内容の妥当性が確認されたものが見受けられたところである。

今後の政務調査費の取扱いについては、改訂後の運用の手引きを厳格に適用し、市民に疑念を持たれることのないよう努めるとともに、近年、全国的に政務調査費をめぐる住民監査請求や住民訴訟が相次いでいることを踏まえ、引き続き適正な政務調査費制度となるよう取り組まれない。

(別紙第1)

職員措置請求書
金沢市長に対する措置請求

原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

1 政務調査費は、地方自治法第100条第14項、第15項に基づく金沢市議会政務調査費の交付に関する条例及び金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の使途基準によって、その支出内容が規定されている。

政務調査費使途基準に規定されている各「項目」の「内容」以外の支出は、目的外の支出であり、違法支出である。

2 「広報費」は、「議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等について広報活動に要する経費(例) 広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等」である。

「広報活動」は、「議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等」以外にも多様におこなわれる活動である。後援会員を対象におこなわれる場合は後援会活動の要素も混在している活動である。その場合、当該支出の2分の1を超えて政務調査費を充当することは認められない。

「人件費」は「議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」である。すなわち、「議員の行う調査研究活動を補助する」調査専門雇用契約を除く雇用契約締結職員の雇用経費は、その2分の1を超えて政務調査費を充当することは認められない。裁判例の趣性でも、按分支出を命じる判決例が蓄積されている。

「事務所費」は、「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費(例) 事務所の賃料及び維持管理費、設備購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」である。

議員の事務所は、「調査研究活動」だけでなく、後援会活動、選挙準備活動、政治活動の拠点である。議員の活動は、調査研究活動、後援会活動、選挙準備活動、政治活動が混在している。それゆえ、「事務所の賃料及び維持管理費、設備購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」の2分の1を超えて政務調査費を充当することは認められない。各裁判例は、按分支出を命じるが、按分率は判決によって差がある。

3 金沢市議会議員の平成22年度政務調査費支出をみると、「事務所費」項目の支出総額は22,800,673円(全支出額の25.31%)であり、項目別支出総額の中では、「事務所費」総額が最も高額である。

また、100万円を超える支出項目のある議員は、下沢広伸議員(広報費1,343,615円)、森一敏議員(広報費1,047,894円)、小阪栄進議員(人件費1235,200円)、苗代明彦議員(人件費1,279,000円)、上田章議員(事務所費1,184,717円)、木下和吉議員(事務所費1,200,000円)、玉野道議員(広報費1,244,781円)及び宮保喜一議員(事務所費1,372,571円)の8議員である。

そのため、上記8議員の全項目の支出及び8議員を除く32議員の「事務所費」支出の情報公開請求をおこない入手した開示文書により、各議員の政務調査費支出実態を調査した。

4 調査結果は、別紙「金沢市議会 平成22年度政務調査費」のとおりである。

全支出を按分充当支出した森尾嘉昭議員を除く39議員の「事務所費」支出の中には按分充当されていない支出がある。これらの支出は違法支出である。

39議員の各自の自己資金を超えた違法支出額がある議員は33名である。

そして、全支出調査した8議員の中で「広報費」を支出した5議員には、全員、按分充当してない支出があり、それらの中には違法支出が含まれている。

また、全支出調査した8議員の中で「人件費」を支出した6議員は、全員、按分充当してない。この項目の支出においては、全議員の全支出が違法支出である。

- 5 請求人は、金沢市長に対し、別紙に「返還額」が記載されている各議員に対し、当該「返還額」を金沢市へ返還するように求める是正勧告等必要な措置をとるように求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を求める。

- 6 本件は、地方自治法第252条の43第1項に基づく個別外部監査とすることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 金沢市議会 平成22年度政務調査費
- 2 平成22年度政務調査費 不破大仁議員 事務所費
- 3 平成22年度政務調査費 下沢広伸議員 事務所費
- 4 平成22年度政務調査費 下沢広伸議員 広報費
- 5 平成22年度政務調査費 高岩勝人議員 事務所費
- 6 平成22年度政務調査費 野本正人議員 事務所費
- 7 平成22年度政務調査費 小林誠議員 事務所費
- 8 平成22年度政務調査費 川裕一郎議員 事務所費
- 9 平成22年度政務調査費 小阪栄進議員 事務所費
- 10 平成22年度政務調査費 小阪栄進議員 広報費&人件費
- 11 平成22年度政務調査費 秋島太議員 事務所費
- 12 平成22年度政務調査費 大桑進議員 事務所費
- 13 平成22年度政務調査費 山本由起子議員 事務所費
- 14 平成22年度政務調査費 角野恵美子議員 事務所費
- 15 平成22年度政務調査費 粟森慨議員 事務所費
- 16 平成22年度政務調査費 清水邦彦議員 事務所費
- 17 平成22年度政務調査費 松村理治議員 事務所費
- 18 平成22年度政務調査費 久保洋子議員 事務所費
- 19 平成22年度政務調査費 安居知世議員 事務所費
- 20 平成22年度政務調査費 宮崎雅人議員 事務所費
- 21 平成22年度政務調査費 黒沢和規議員 事務所費
- 22 平成22年度政務調査費 福田太郎議員 事務所費
- 23 平成22年度政務調査費 横越徹議員 事務所費
- 24 平成22年度政務調査費 田中展郎議員 事務所費
- 25 平成22年度政務調査費 山野之義議員 事務所費
- 26 平成22年度政務調査費 上田章議員 事務所費
- 27 平成22年度政務調査費 上田章議員 人件費
- 28 平成22年度政務調査費 新村誠一議員 事務所費
- 29 平成22年度政務調査費 苗代明彦議員 事務所費
- 30 平成22年度政務調査費 苗代明彦議員 広報費&人件費
- 31 平成22年度政務調査費 田中仁議員 事務所費
- 32 平成22年度政務調査費 松井純一議員 事務所費
- 33 平成22年度政務調査費 森一敏議員 事務所費
- 34 平成22年度政務調査費 森一敏議員 広報費
- 35 平成22年度政務調査費 森尾嘉昭議員 事務所費

- 36 平成22年度政務調査費 升きよみ議員 事務所費
 37 平成22年度政務調査費 平田誠一議員 事務所費
 38 平成22年度政務調査費 増江啓議員 事務所費
 39 平成22年度政務調査費 中西利雄議員 事務所費
 40 平成22年度政務調査費 安達前議員 事務所費
 41 平成22年度政務調査費 井沢義武議員 事務所費
 42 平成22年度政務調査費 澤飯英樹議員 事務所費
 43 平成22年度政務調査費 玉野道議員 事務所費
 44 平成22年度政務調査費 玉野道議員 広報費 & 人件費
 45 平成22年度政務調査費 木下和吉議員 事務所費
 46 平成22年度政務調査費 木下和吉議員 人件費
 47 平成22年度政務調査費 高村佳伸議員 事務所費
 48 平成22年度政務調査費 宮保喜一議員 事務所費
 49 平成22年度政務調査費 宮保喜一議員 人件費

別紙

金沢市議会 平成22年度政務調査費

(円)

議員氏名	広報費	人件費	事務所費	違法支出額の合計	自己資金	返還額
1 不破大仁	-	-	9,132	9,132	210,251	0
2 下沢広伸	671,807	0	24,282	696,089	173,229	522,860
3 高岩勝人	-	-	239,001	239,001	24,892	214,109
4 野本正人	-	-	428,564	428,564	657,115	0
5 小林誠	-	-	155,252	155,252	156,315	0
6 川裕一郎	-	-	380,490	380,490	63,735	316,755
7 小阪栄進	107,370	617,600	43,417	768,387	42,739	725,648
8 秋島太	-	-	423,727	423,727	13,889	409,838
9 大桑進	-	-	20,277	20,277	9,694	10,583
10 山本由起子	-	-	46,929	46,929	5,993	40,936
11 角野恵美子	-	-	353,015	353,015	32,830	320,185
12 粟森慨	-	-	138,990	138,990	132,670	6,320
13 清水邦彦	-	-	560,025	560,025	80,119	479,906
14 松村理治	-	-	235,891	235,891	30,118	205,773
15 久保洋子	-	-	410,289	410,289	30,975	379,314
16 安居知世	-	-	416,372	416,372	819,133	0
17 宮崎雅人	-	-	120,848	120,848	44,809	76,039
18 黒沢和規	-	-	163,170	163,170	134,241	28,929
19 福田太郎	-	-	65,629	65,629	30,790	34,839
20 横越徹	-	-	260,250	260,250	24,869	235,381
21 田中展郎	-	-	400,846	400,846	48,189	352,657
22 山野之義	-	-	28,028	28,028	3,372	24,656
23 上田章	0	240,000	1,007,231	1,247,231	26,580	1,220,651
24 新村誠一	-	-	185,429	185,429	330,914	0
25 苗代明彦	99,100	639,500	406,515	1,145,115	104,917	1,040,198
26 田中仁	-	-	452,660	452,660	75,523	377,137
27 松井純一	-	-	368,323	368,323	26,441	341,882
28 森一敏	506,946	0	590	507,536	27,416	480,120

29	森尾嘉昭	-	-	0	0	-	0
30	升きよみ	-	-	46,875	46,875	0	46,875
31	平田誠一	-	-	14,452	14,452	0	14,452
32	増江啓	-	-	370,338	370,338	12,529	357,809
33	中西利雄	-	-	102,360	102,360	49,275	53,085
34	安達前	-	-	436,173	436,173	124,215	311,958
35	井沢義武	-	-	443,068	443,068	13,946	429,122
36	澤飯英樹	-	-	158,413	158,413	125,217	33,196
37	玉野道	622,388	146,000	265,637	1,034,025	906,995	127,030
38	木下和吉	0	368,600	600,000	968,600	70,210	898,390
39	高村佳伸	-	-	39,036	39,036	83,093	0
40	宮保喜一	0	313,125	686,277	999,402	127,390	872,012
	合計	2,007,611	2,324,825	10,507,801	14,840,237	-	10,988,645

(別紙第2)

政務調査費支出の適否についての具体的判断基準

基本的事項

1 政務調査費を充てることができない経費

規則(備考2)	運用の手引き(具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。) ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他後援会活動に係る経費
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・社会通念上「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所(駐車場含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費 (事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。) ・自動車、バイク、自転車等の購入経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外） ・自宅事務所の賃料
7 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複
8 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄付に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 その他政務調査費としての支出が不適切な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶やテープカットだけの会合への出席費用 ・自動車の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）
10 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書添付義務付け

【条例、規則】

条例第10条

政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

規則

備考 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(10) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

参考 領収書のチェック要領

項目	注 意 事 項
1 日 付	領収した日が記載してあること。
2 あ て 名	<p>議員名が記載してあること（会派共用費として支出するものについても、あて名を議員名とする。但し会派が業者等から徴収した領収書の写しを添付すること。）。</p> <p>*あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可</p> <p>()あて名が 事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであっても、申立書等により政務調査活動のために支出したことが確認されたものについては、政務調査費の充当を認める。</p>
3 発 行 者	記名押印がされていること。
4 金 額	支出した金額が記載してあること。
5 但 書 き	<p>何の代金か明確に記載してあること。</p> <p>*お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体</p>

		名の内訳が示されているものは可 ()但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務調査費の充当を認める。
6	印 紙	領収書の記載金額3万円以上(消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額)の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 ()印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務調査費の充当を認める。
7	記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者の押印(訂正印)がしてあること。
8	銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書(ATM利用明細票など)は、日付、依頼人(議員名)、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途(内容)が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預 金 通 帳 の 写 し (クレジットカード の 明 細 写 し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の該当部分の写しを提出してください。クレジットカードの明細も同様です。
10	レ シ ー ト	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名の記載がないレシートはレシートにあて名を補記する。

費目別使途基準

1 広報費

【条例、規則】

規則別表(第5条関係)「政務調査費使途基準」

議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費
(例) 広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等

【運用の手引き】

その他の例

- ・ 広報活動のため開催する会の機材借上費、茶菓子代
- ・ 議会報告・ニュース
- ・ 議会活動、政策等の広報用ポスター作成費
- ・ 広報活動のための会への出席に伴う交通費
- ・ ホームページ作成料・管理費用
- ・ 広報紙発送費用(郵送料、封筒代)

2 人件費

【条例、規則】

規則別表(第5条関係)「政務調査費使途基準」

議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

具体的な例(賃金、交通費など)

- ・ 職員の雇用については、様式第2号に記載し提出してください。
生計を一つにする親族の雇用は認めないこととします。

- ・ 政務調査費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。
- ・ 政務調査費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。

3 事務所費

【条例、規則】

規則別表（第5条関係）「政務調査費使途基準」

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
 (例) 事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等

【運用の手引き】

その他の例

- ・ 事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料
- ・ 事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）
- ・ 事務所内の会合等において提供される茶菓子代
- ・ その他の雑費（事務用品、消耗品等）
- ・ 政務調査費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。

按分等指針参照

事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務調査費を充当することはできません。

- (ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。
- (イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。
- (ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

また、事務所の賃借料を政務調査費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

事務所経費の按分方針

議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

[事務所を住居等と共用する場合]

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に調査研究活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務調査費を充当することはできないものとします。

事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
	光 熱 費	通 信 費	上下水道代金	賃 借 料
調査研究活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額
調査研究活動事務所 + 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2
調査研究活動事務所 + 住居等	1/2	1/2	-	-

調査研究活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1/3	1/3	-	-
------------------------------	-----	-----	---	---

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算定する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算出によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

調査研究活動（A％）

調査研究活動（A％） + 議員活動（B％） + 政治団体活動（C％） + その他の活動（D％）

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（面積按分）

調査研究活動（A％）

[調査研究活動（A％） + 議員活動（B％） + 政治団体活動（C％） + その他の活動（D％）]

× 事務所部分面積（ m²） / 全体面積（ m²）

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分比率（日常生活用務を加えて按分）

調査研究用務（A％）

調査研究用務（A％） + 議員用務（B％） + 政治団体用務（C％） + その他の用務（D％）

+ 日常生活用務（E％）

平成24年(2012年)6月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)6月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	